



# 鳥取県公報

平成15年12月5日(金)  
第7542号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (725) (協働推進室) .....	1
	生活保護法による介護機関の指定 (726) (福祉保健課) .....	2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (727) (＃) .....	2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (728) (障害福祉課) .....	3
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (729) (＃) .....	3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (730) (＃) .....	3
	第39期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領 (731) (労働雇用課) .....	4
	保安林の指定の解除予定 (2件) (732・733) (森林保全課) .....	5
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (92) .....	5
公 告	砂利採取業務主任者試験の合格者 (治山砂防課) .....	6
雑 報	平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者 (住宅環境課) .....	6

## 告 示

### 鳥取県告示第725号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年1月26日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成15年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 はっぴいりんく
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
米村 章江
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
西伯郡名和町大字御来屋1074
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、本人の意思に反して外で働くことが困難である女性に対して、就労に関する幅広い分野で、知識と技術の開発と向上に関する事業を行い、女性の社会進出による男女共同参画社会発展の貢献に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ソルヘム	東伯郡東伯町大字徳万70 - 1	グループホーム陽だまりの家	東伯郡東伯町大字徳万70 - 1	痴呆対応型共同生活介護	平成15年7月28日
松本早苗	西伯郡西伯町大字福成1013 - 3	ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	居宅療養管理指導	平成15年9月1日
有限会社スマイル保健企画	米子市両三柳1890 - 2	かも調剤薬局	米子市両三柳1890 - 2	〃	平成15年11月17日
有限会社エフエムエルサービス	鳥取市秋里923 - 7	アイ・プラス薬局末広店	鳥取市末広温泉町565	〃	平成15年11月21日
〃	〃	アイ・プラス薬局	鳥取市上魚町14 - 5	〃	〃
有限会社アイ・メディコ	東伯郡羽合町大字長瀬680 - 15	アイ調剤薬局北条店	東伯郡北条町国坂720 - 3	〃	〃
有限会社キンタカ	西伯郡大山町末長262 - 3	ヒエズ調剤薬局	西伯郡日吉津村大字日吉津2284 - 1	〃	〃

#### 鳥取県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社大東工業	境港市財ノ木町1060 - 3	ファミリー・ケア	境港市財ノ木町1060 - 3	平成15年7月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 - 1	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山112 - 2	平成15年8月20日

#### 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 - 1	株式会社コムスン鳥取ケアセンター	鳥取市雲山112 - 2	平成15年8月20日

**鳥取県告示第728号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
有限会社兵庫福祉保険サービス	兵庫県神戸市須磨区戎町一丁目2 - 5	訪問介護ステーション松風の郷	岩美郡岩美町大字浦富1418 - 2	居宅介護	平成15年11月20日

**鳥取県告示第729号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社兵庫福祉保険サービス	兵庫県神戸市須磨区戎町一丁目2 - 5	訪問介護ステーション松風の郷	岩美郡岩美町大字浦富1418 - 2	居宅介護	平成15年11月20日

**鳥取県告示第730号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社兵庫福祉保険サービス	兵庫県神戸市須磨区戎町一丁目2 - 5	訪問介護ステーション松風の郷	岩美郡岩美町大字浦富1418 - 2	居宅介護	平成15年11月20日

鳥取県告示第731号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第39期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により推薦を求める。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

第39期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

1 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条の規定に適合する労働組合であること。

2 推薦される者の資格

労働組合法第19条の12第4項において準用する同法第19条の4第1項に規定する者でないこと。

3 推薦手続

(1) 労働組合は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。

(2) 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

4 推薦することができる候補者の数

制限はないが、2人以上の場合は、順位を付けること。

5 推薦期間

平成15年12月5日から同年同月15日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 片 山 善 博 様

事務所所在地

(電話番号)

労働組合名

Ⓜ

代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴をできるだけ詳細に記入すること。

#### 鳥取県告示第732号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡家町大字麻生字志谷々737の5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 鳥取県告示第733号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡淀江町大字本宮字込平二482の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第92号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成15年12月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,850
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,744
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,122
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,245
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,150
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,098
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,998
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,572
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,042
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,164
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,040
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,726

---

## 公 告

---

平成15年11月7日に実施した平成15年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成15年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

福田 和寿	坂口二三夫	秋本 大志	榊田圭之輔	藪田 英吾	鈴木 吾朗
中村 一哉	田中 洋介	大谷 素輝	岡村 直美		

---

## 雑 報

---

平成15年10月19日に実施した鳥取県知事の委任に係る平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

50問中35問以上正解の者を合格者とする。ただし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第3項の規定により試験の一部を免除された者は、45問中30問以上正解の者を合格者とする。

なお、試験問題の正解番号は、別表のとおりである。

平成15年12月5日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小 野 邦 久

丹 波 恭 子	谷 口 直 隆	山 中 悦 史	伊 藤 久 美 子	佐 藤 光 成
---------	---------	---------	-----------	---------

赤 木 聡	山 本 早希子	奥 田 由美子	藤 原 一 也	柴 田 耕 志
三ツ田 匡 宏	梶 原 由紀子	田 中 美 穂	國 重 晃 世	福 本 徳 美
尾 崎 ひろみ	佐 伯 英 樹	森 田 和 洋	藏 本 純 江	中 島 学
中 西 広 隆	前 田 光 輝	池 松 美知子	前 田 博	片 井 誠
新 茶 真 子	錫 木 由香里	山 本 俊 久	西 尾 充 功	岸 本 望
並 木 康 幸	米 原 勇 夫	増 田 尚 和	田 淵 秀 昭	中 尾 和 直
大 塚 真 二	山 根 信 子	光 井 典 子	山 口 升 見	田 中 重 文
池 田 友 行	川 上 恵 実	木 原 篤 司	山 崎 淳	佐々木 陽 子
小 坂 勇 次	田 部 純 子	丸 山 良 雄	植 田 弘 之	中 田 真 紀
渡 部 雅 美	森 尾 昭 男	遠 藤 和歌子	松 原 正 和	桑 原 國 彰
川 上 洋 次	江 角 秀 之	西 尾 朋 哲	中 田 正 繁	杉 原 こまき
中 崎 行 宜	中 尾 栄 一	三 谷 丹	澤 田 光 徳	近 藤 義 廣
米 原 勇 一	栗 田 啓 介	高 田 由 美		

別 表

問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
3	4	3	1	4	2	1	4	3	2
問 11	問 12	問 13	問 14	問 15	問 16	問 17	問 18	問 19	問 20
2	1	4	3	2	3	1	1	3	4
問 21	問 22	問 23	問 24	問 25	問 26	問 27	問 28	問 29	問 30
2	2	4	2	1	3	4	3	1	3
問 31	問 32	問 33	問 34	問 35	問 36	問 37	問 38	問 39	問 40
4	3	2	1	4	1	3	2	1	4
問 41	問 42	問 43	問 44	問 45	問 46	問 47	問 48	問 49	問 50
1	3	4	1	3	2	4	4	2	2

